

## おたふくかぜワクチン接種説明書

このワクチンの接種は**任意予防接種**です。法律上の接種義務はありませんので、接種にあたって、予防接種の効果及び副反応、健康被害救済のしくみを十分にご理解した上でお子様への接種の判断をお願いいたします。

### 1 おたふくかぜについて

おたふくかぜは、流行性耳下腺炎またはムンプスとも呼ばれ、ムンプスウイルスによって起こる全身性感染症です。主症状として耳下腺、顎下腺等の唾液腺の膨張と圧痛をもって発症し、合併症としては精巣炎、卵巣炎、髄膜炎および感音性難聴等を引き起こす危険性がある感染症です。飛沫感染や接触感染等で感染するおそれがあり、国内では4～5年周期で流行が見られる傾向にあります。

### 2 予防接種の効果について

予防接種は、感染症の感染、発症、重症化の予防や、感染の拡大を防止するために行われています。予防接種を受けた人の多くがその疾病に対する免疫を獲得しますが、100%感染を防げるわけではありません。

日本小児科学会では、1歳と小学校就学前の1年間の2回接種を推奨しています。

### 3 おたふくかぜワクチンの副反応について

重大な副反応として、次のような報告があります。(1) ショック・アナフィラキシー様症状(じんましん・呼吸困難など)、(2) 無菌性髄膜炎(0.03～0.06%の頻度)(3) 血小板減少性紫斑病(100万人に1人程度)

※紛れ込み反応予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。

### 4 ワクチン接種による健康被害の救済制度について

万が一重篤な健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が実施する医薬品副作用被害救済制度に基づく救済を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、予防接種を受けた医療機関及び保健福祉課健康推進係へご相談ください。この制度は、予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害救済制度の補障内容や申請方法とは異なります。

### 5 接種前の注意

当日は、朝からお子さまの状態をよく観察し、ふだんと変わったところのないことを確認するようにしましょう。予防接種を受ける予定であっても、体調が悪く思ったら、医師に相談の上、接種するかどうか判断するようにしましょう。

予防接種を受けるお子さまの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行きましょう。

### 6 接種後の注意

・予防接種を受けたあと30分間は、副反応が出るおそれがあるので、医療機関でお子さまの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

・接種後1週間は副反応の出現に注意しましょう。

・接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。

・当日は、はげしい運動はさけましょう。

・接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

#### 【問い合わせ】

飯綱町役場 保健福祉課 健康推進係

飯綱町健康管理センター 026-253-6841

裏面もご覧ください

○保護者の方へ：必ずお読みください。

飯 綱 町

**【接種に当たっての注意事項】**

予防接種は、体調の良い日に行うことが原則です。

お子さんの健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、お子さんが以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかな発熱（通常 37.5℃以上をいいます。）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③おたふくかぜワクチンの成分に対して過敏症を起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適切な状態と判断した場合

裏面もご覧ください